

年金引き下げは憲法違反 年金裁判を支援する会結成にご協力をお願いします

日頃のご支援に感謝申し上げます。

安倍内閣は、アベノミクスの失敗を反省するどころか大企業・富裕層優遇の政策を推進する一方で、年金、医療・介護などの社会保障削減計画を推し進めています。

年金の自動削減装置といわれるマクロ経済スライドを2015年4月に発動し、0.9%の給付額を削減、さらに物価が下落しても削減するという際限のない年金削減計画を実施しようとしています。医療では75歳以上の窓口負担を1割から2割に倍増するなど高齢者のいのちと暮らしを破壊する政策を計画しています。

「年金引き下げ違憲訴訟」は7月末現在、42都道府県で39地裁に4091人が提訴を行いました。奈良県では29人の原告団を組織し、社会保障運動史上でも歴史的な取り組みとなっています。

法廷も札幌地裁をはじめ7月末現在、29地裁で口頭弁論が開始され、原告の訴状に対して国側から答弁書が出され、原告側から求釈明の準備書面がだされるなど本格的な論戦が始まっています。法廷の進行と同時に、年金裁判を世論に訴え100万枚の全国宣伝行動に取り組み、毎回の口頭弁論では全国の法定を満杯にし、攻勢的な裁判運動を前進させます。

被告である国は「たとえ公的年金で文化的な最低限度の生活ができなくても憲法違反ではない、生活保護などの公的扶助の措置によって保障されている。基礎年金に含まれるのは、衣食住の費用であって、文化・通信費は含まない」などと主張しています。高齢者には映画を見たり、旅行に行ったりという文化的生活は必要ないともいうのでしょうか。

裁判では原告の意見陳述が行われています。その中では、原告のおかれている生活実態が率直に語られています。これらは多くの高齢者の声を代弁しています。

年金裁判は2013年の大会で、組合財政とは別に、組合員の応分の負担による募金で進めることを確認しスタートしました。初年度は、全組合員の協力を得て全国で4千万円を超える募金が寄せられ、年金裁判の運動を進めることができました。

憲法を暮らしに生かす年金削減違憲訴訟の歴史的な運動をさらに前進させるため、それを支える物心両面によるご支援を広く訴え、支援する会を奈良県でも発足できるようご尽力を賜りたく、ここに呼びかけるものです。

2016年8月22日

全日本年金者組合奈良県本部
委員長 藤垣 全弘

記

日 時:2016年9月7日(水)午後4時開会

会 場:奈良市生涯学習センター 2階研修室

結成総会:呼びかけ人代表挨拶 / 支援する会結成の訴え

講演 本田伊孝弁護士(東京法律事務所)「年金裁判の意義と今後の運動」

支援する会会則(案)の提案 / 支援する会世話人の選出

閉会